

公益社団法人日本厚生協会

役員報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人日本厚生協会（以下「この法人」という。）の定款第31条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、社員総会で選任された役員のうち、当協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、調査費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤理事及び非常勤理事の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤理事の報酬は月額とし、非常勤理事に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 3 常勤役員、非常勤役員に役員賞与は支給しない。
- 4 常勤役員、非常勤役員の退職に当たって退職手当は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤理事の報酬月額は別表第1「常勤理事の報酬月額」のとおりとし理事会の承認を得て定めるものとする。

- 2 この法人の非常勤理事の報酬額は別表第2のとおりとし理事会の承認を得て定めるものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとし、非常勤役員にあっては、理事会出席等必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第8条 この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表第1 常勤理事の報酬月額

- ・ 理事 30万円までの範囲内

別表第2 非常勤理事の報酬

- ・ 理事会出席等必要の都度、1人1万円以内
- ・ 協会業務全般における職務執行の都度 その業務に費やした時間や労力、専門性、難易度等に応じて10万円以内

令和3年6月18日 改訂